

## 平成18年第1回志布志市議会臨時会

### 目 次

第1号（2月21日）	頁
1. 議事日程	8
2. 出席議員氏名	9
3. 欠席議員氏名	9
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	9
5. 議会事務局職員出席者	9
6. 開 会 ・ 開 議	10
7. 日程第1 仮議席の指定	10
8. 日程第2 議長の選挙	11
9. 追加日程第1 議席の指定	13
10. 追加日程第2 会議録署名議員の指名	13
11. 追加日程第3 会期の決定	13
12. 追加日程第4 副議長の選挙	13
13. 追加日程第5 発議第1号 志布志市議会会議規則の制定について	15
14. 追加日程第6 発議第2号 志布志市議会委員会条例の制定について	16
15. 追加日程第7 発議第3号 志布志市議会事務局設置条例の制定について	17
16. 追加日程第8 常任委員の選任	17
17. 追加日程第9 議会運営委員の選任	18
18. 散 会	19
第2号（2月22日）	
1. 議事日程	20
2. 出席議員氏名	23
3. 欠席議員氏名	23
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	23
5. 議会事務局職員出席者	23
6. 開 議	24
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	24
8. 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市役所の位置を定める条例等の制定について）	24
9. 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市一般会計暫定予算）	32

10.	日程第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民健康保険特別会計暫定予算）	32
11.	日程第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市老人保健特別会計暫定予算）	32
12.	日程第6	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市介護保険特別会計暫定予算）	32
13.	日程第7	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市下水道管理特別会計暫定予算）	32
14.	日程第8	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計暫定予算）	32
15.	日程第9	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民宿舎特別会計暫定予算）	33
16.	日程第10	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市と畜場事業特別会計暫定予算）	33
17.	日程第11	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市水道事業会計暫定予算）	33
18.	日程第12	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について）	35
19.	日程第13	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について）	35
20.	日程第14	承認第13号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）	36
21.	日程第15	承認第14号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）	36
22.	日程第16	承認第15号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について）	36
23.	日程第17	承認第16号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常	

		勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について) ……………	36
24.	日程第18 承認第17号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について) ……………	36
25.	日程第19 承認第18号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について) ……………	36
26.	日程第20 承認第19号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について) ……………	36
27.	日程第21 承認第20号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について) ……………	36
28.	日程第22 承認第21号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について) ……………	36
29.	日程第23 承認第22号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について) ……………	36
30.	日程第24 承認第23号	専決処分の承認を求めることについて (鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について) ……………	36
31.	日程第25 承認第24号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について) ……………	41
32.	日程第26 承認第25号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市指定金融機関の指定について) ……………	41
33.	日程第27 承認第26号	専決処分の承認を求めることについて (曾於地区視聴覚教育協議会への加入について) ……………	42
34.	日程第28 承認第27号	専決処分の承認を求めることについて (大隅広域市町村圏協議会への加入について) ……………	42
35.	日程第29 承認第28号	専決処分の承認を求めることについて (休日急患診療事業に係る事務の委託について) ……………	43
36.	日程第30 承認第29号	専決処分の承認を求めることについて (都城救急医療センターを志布志市民の利用に供させることについて) ……………	43
37.	日程第31 議案第1号	志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について ……………	45

38. 散 会	46
---------	----

### 第3号（2月23日）

1. 議事日程	47
2. 出席議員氏名	48
3. 欠席議員氏名	48
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	48
5. 議会事務局職員出席者	48
6. 開 議	49
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	49
8. 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	49
9. 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	50
10. 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	51
11. 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	52
12. 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	53
13. 日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙	53
14. 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	55
15. 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	55
16. 日程第10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	56
17. 日程第11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	56
18. 日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	57
19. 日程第13 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	58
20. 日程第14 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	60
21. 日程第15 同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	61
22. 日程第16 同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	63
23. 日程第17 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	64
24. 日程第18 同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	64
25. 日程第19 同意第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	65
26. 日程第20 閉会中の継続調査の申し出について	65
27. 閉 会	66

平成18年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
2月21日	火	本 会 議	開 会
2月22日	水	本 会 議	
2月23日	木	本 会 議	閉 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
	仮議席の指定
	議長の選挙
	議席の指定
	副議長の選挙
発議第1号	志布志市議会会議規則の制定について
発議第2号	志布志市議会委員会条例の制定について
発議第3号	志布志市議会事務局設置条例の制定について
	常任委員の選任
	議会運営委員の選任
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市役所の位置を定める条例等の制定について）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市一般会計暫定予算）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民健康保険特別会計暫定予算）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市老人保健特別会計暫定予算）
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市介護保険特別会計暫定予算）
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市下水道管理特別会計暫定予算）
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計暫定予算）
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民宿舎特別会計暫定予算）
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市と畜場事業特別会計暫定予算）
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市水道事業会計暫定予算）
承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について）
承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織

- する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合理約の変更について)
- 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について）
- 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について）
- 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更について）
- 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更について）
- 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合理約の変更について）
- 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について）
- 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合理約の変更について）
- 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について）
- 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更について）
- 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について）
- 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更について）
- 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する組合理約の制定について）
- 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市指定金融機関の指定について）
- 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（曾於地区視聴覚教育協議会への加入について）
- 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて（大隅広域市町村圏協議会への加入について）
- 承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（休日急患診療事業に係る事務の委託について）
- 承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（都城救急医療センターを志布志市民の利用に供させることについて）
- 議案第1号 志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

曾於南部厚生事務組合議會議員の選挙  
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議會議員の選挙  
大隅曾於地区消防組合議會議員の選挙  
曾於地区介護保険組合議會議員の選挙  
曾於北部衛生処理組合議會議員の選挙  
選挙管理委員及び補充員の選挙

- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
同意第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

## 平成18年第1回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成18年2月21日（火曜日）午前10時20分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

### 追加議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 発議第1号 志布志市議会会議規則の制定について

日程第6 発議第2号 志布志市議会委員会条例の制定について

日程第7 発議第3号 志布志市議会事務局設置条例の制定について

日程第8 常任委員の選任

日程第9 議会運営委員の選任



**出席議員氏名 (33名)**

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一

**議会事務局職員出席者**

事務局 長 徳 重 昭 一  
次 長 補 佐 門 岡 秀 明  
調査管理係長 徳 田 弘 美

事務局次長 前 田 泰 郎  
議事係長 新 村 千 秋

午前10時20分 開会 開議

○事務局長（徳重昭一君） おはようございます。事務局長の徳重です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の木藤茂弘議員を御紹介申し上げます。

木藤議員、議長席にお着きください。

（木藤議員 議長席に着席）

○臨時議長（木藤茂弘君） ただいま紹介をいただきました木藤です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

志布志市初めての議会で、非常に感慨深いものがございます。臨時とはいえ、議長ということで大変光栄に存じておりますが、また一方では大変緊張もいたしておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本臨時会は、志布志市誕生後の初めての議会でありますので、会議規則をはじめ、議会関係例規が制定されておられません。つきましては、議会関係例規が制定されるまでの間、会議規則（案）等の規定に準じて会議を進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木藤茂弘君） 異議なしと認めます。したがって、議会関係例規の制定の間まで、会議規則（案）の規定等に準じて会議を進めさせていただきます。

ただいまから平成18年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第1号によって進めさせていただきます。

—————○—————

## 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（木藤茂弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで、臨時会の開会にあたり、志布志市初代市長となられました本田修一市長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

本日、新生志布志市の初議会において御挨拶を申し述べる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、先の志布志市議会議員選挙において、見事当選を果たされ、おめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

私も市長選挙におきまして、市民の皆様の審判をいただき、初代志布志市長の重責を担わせていただくことになりました。

この志布志市は、背後には豊かな農業地帯が広がっておりまして、九州唯一の中核国際港湾志布志港を備え、港と農業の振興により新市の発展が期待されるところであります。そして、旧3町が

長年かけて育んできた歴史と文化と伝統を尊重しつつ、それぞれが持っておりましたエネルギーを速やかに一体化し、新生志布志市発展の大きな力にしたいと思います。また、市民参加のまちづくりを基本理念とし、市職員の意識改革を進め、市民が主役のガラス張りでわかりやすい、開かれた市政を目指してまいる所存であります。どうぞ、皆様方の御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

—————○—————

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（木藤茂弘君） 日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木藤茂弘君） 異議なしということでございますので、投票に決定いたしました。ここで暫時休憩いたしまして、全員協議会に入らせていただきます。

—————○—————

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

—————○—————

○臨時議長（木藤茂弘君） 休憩前に引き続き、本会議を開会いたします。  
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（木藤茂弘君） ただいまの出席議員数は33名です。  
次に立会人を指名いたします。

会議規則（案）第32条第2項の規定によって、立会人に下平晴行君及び西江園明君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

投票用紙の配布をお願いします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（木藤茂弘君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木藤茂弘君） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（木藤茂弘君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いします。

○事務局長（徳重昭一君） それでは、順にお願いいたします。

1番、下平晴行議員、2番、西江園明議員、3番、丸山一議員、4番、八久保壹議員、5番、玉垣大二郎議員、6番、坂元修一郎議員、7番、鶴迫京子議員、8番、藤後昇一議員、9番、迫田正弘議員、10番、毛野了議員、11番、立平利男議員、12番、本田孝志議員、13番、立山静幸議員、14番、小野広嗣議員、15番、長岡耕二議員、16番、金子光博議員、17番、林勇作議員、19番、岩根賢二議員、20番、吉国敏郎議員、21番、上野直広議員、22番、宮城義治議員、23番、東宏二議員、24番、宮田慶一郎議員、25番、小園義行議員、26番、上村環議員、27番、鬼塚弘文議員、28番、重永重久議員、29番、丸崎幹男議員、30番、福重彰史議員、31番、野村公一議員、32番、谷口松生議員、33番、若松良雄議員、18番、木藤茂弘議員。

○臨時議長（木藤茂弘君） 投票の漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（木藤茂弘君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。下平晴行君及び西江園明君、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（木藤茂弘君） 選挙の結果を報告いたします。

有効投票33票、無効投票0票です。有効投票のうち谷口松生君17票、野村公一君11票、上村環君5票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は9票です。したがいまして、谷口松生君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（木藤茂弘君） ただいま議長に当選されました谷口松生君が議場におられます。会議規則（案）第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○議長（谷口松生君） ただいま、議長の選挙によりまして、新生志布志市の議長職に選出をされました谷口松生でございます。この演壇に立ちまして、身の引き締まる思いでございます。

もともと議会は、意見の異なる者が意見を出し合い、自らの主張を出し、そしてその中で結論を見出していく作業でございます。そのことは、お互いに違う話をするわけでありますから、活発さがなければ、より納得のいく結論は出ないと思います。議会の活発化にまず努めたいと思います。そして、御挨拶の中でも申し上げましたが、各町から選出をされたそれぞれの議員の皆様方でございます。この3カ町の議員の皆様方の融和を図ることが3カ町の融和を図っていく、このことにつながると思います。市長におかれましても、是は是、非は非の立場を貫き通したいと思います。そして、議長として公平無私、一党一派に属することなく、議会運営に努めてまいります。もとより、浅学非才の私でございますが、各議員の皆様方の御協力も得ながら、新しい新生志布志市にふさわしい議会をつくろうではありませんか。

本当にありがとうございました。

○臨時議長（木藤茂弘君） 議長、議長席にお着きを願います。

これで、臨時議長の職務を終わります。

ありがとうございました。

（臨時議長退席 議長着席）

○議長（谷口松生君） ここで議事日程配付のため、しばらく休憩をいたします。

○

午前11時04分 休憩

午前11時07分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの日程は、お手元に配付をした追加議事日程のとおりであります。

○

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（谷口松生君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則（案）第4条第1項の規定によって、お手元に配付しました議席表のとおり指定をいたします。

○

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則（案）第83条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。

○

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（谷口松生君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日から2月23日までの3日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から2月23日までの3日間に決定をいたしました。

○

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（谷口松生君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。よって、投票に決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

○  
午前11時08分 休憩

午前11時13分 再開  
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、再開いたします。  
議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員数は33名でございます。  
次に立会人を指名します。  
会議規則（案）第32条第2項の規定によって、立会人に下平晴行君及び西江園明君を指名します。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（谷口松生君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票を願います。

○事務局長（徳重昭一君） それでは、順にお願いします。

1番、下平晴行議員、2番、西江園明議員、3番、丸山一議員、4番、八久保壹議員、5番、玉垣大二郎議員、6番、坂元修一郎議員、7番、鶴迫京子議員、8番、藤後昇一議員、9番、迫田正弘議員、10番、毛野了議員、11番、立平利男議員、12番、本田孝志議員、13番、立山静幸議員、14番、小野広嗣議員、15番、長岡耕二議員、16番、金子光博議員、17番、林勇作議員、18番、木藤茂弘議員、19番、岩根賢二議員、20番、吉国敏郎議員、21番、上野直広議員、22番、宮城義治議員、23番、東宏二議員、24番、宮田慶一郎議員、25番、小園義行議員、26番、上村環議員、27番、鬼塚弘文議員、28番、重永重久議員、29番、丸崎幹男議員、30番、福重彰史議員、31番、野村公一議員、33番、若松良雄議員、32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 開票を行います。下平晴行君及び西江園明君、開票の立会をお願いします。  
(開票)

**○議長（谷口松生君）** 選挙の結果を報告します。

投票総数33票、有効投票33票、無効投票0票、有効投票のうち、福重彰史君20票、重永重久君12票、毛野了君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は9票です。したがって、福重彰史君が副議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

**○議長（谷口松生君）** ただいま、副議長に当選されました福重彰史君が議場におられます。会議規則（案）第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選されました福重彰史君の挨拶をお願いします。副議長、登壇してください。

**○副議長（福重彰史君）** ただいま、皆様方の御賛同をいただきまして、副議長に選出されました福重彰史でございます。

皆様方の御理解に対しまして、本当に身に余る光栄と存じますとともに、その職責の重さを痛感をいたしておるところでございます。

これからは、皆さん方と一丸となりまして、これからの志布志市の政策を決定する議会として、執行部とは、1歩離れて2歩離れるなの原則の下、終局の目的であります住民の福祉の向上のために、執行部、議会、両輪となって邁進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

どうか、皆さん方のこれからの御協力を心よりお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

—————○—————

#### **追加日程第5 発議第1号 志布志市議会会議規則の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 追加日程第5、発議第1号、志布志市議会会議規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○5番（玉垣大二郎君）** ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会会議規則の制定について、趣旨説明いたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、玉垣大二郎、賛成者は志布志市議会、坂元修一郎議員、同じく丸山一議員であります。

提出の理由は、志布志市議会の会議が合理的で、しかも能率的かつ円滑に運営されるために、地方自治法第120条の規定に基づき、議会の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりでありますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

—————○—————

### 追加日程第6 発議第2号 志布志市議会委員会条例の制定について

○議長（谷口松生君） 追加日程第6、発議第2号、志布志市議会委員会条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会委員会条例の制定について、趣旨説明いたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、玉垣大二郎、賛成者は志布志市議会、坂元修一郎議員、同じく丸山一議員であります。

提出の理由は、調査、審査等を合理的で、しかも能率的かつ円滑に行うために、地方自治法第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づき、志布志市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりでありますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明いたします。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。



○

**追加日程第7 発議第3号 志布志市議会事務局設置条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 追加日程第7、発議第3号、志布志市議会事務局設置条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市議会事務局設置条例の制定について、趣旨説明いたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、玉垣大二郎、賛成者は志布志市議会、坂元修一郎議員、同じく丸山一議員であります。

提出の理由は、事務処理機構を整え、議会の機能発揮を支えるために、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、志布志市議会に事務局を設置しようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりでありますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、可決されました志布志市議会会議規則外2件の公布手続きのため、しばらく休憩いたします。

会議の再開につきましては、庁舎内放送でお知らせいたします。

○

午前11時37分 休憩

午後1時43分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

**追加日程第8 常任委員の選任**

○議長（谷口松生君） 追加日程第8、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会の定数も限られており、希望に添えず御不満もあらうかと思っておりますが、御理解いただきたいと思っております。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によって、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において各常任委員会を招集します。

これより、第1会議室で総務常任委員会、第2会議室で文教厚生常任委員会、第3会議室で産業建設常任委員会を開きます。

ここでしばらく休憩します。

○

午後1時45分 休憩

午後2時15分 再開

○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、報告します。

総務常任委員会、委員長、立山静幸君、副委員長、迫田正弘君。

文教厚生常任委員会、委員長、岩根賢二君、副委員長、鶴迫京子さん。

産業建設常任委員会、委員長、東宏二君、副委員長、長岡耕二君。

以上のとおりであります。

○

### **追加日程第9 議会運営委員の選任**

**○議長（谷口松生君）** 追加日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会運営委員会を招集します。

これより、第1会議室で議会運営委員会を開きます。

ここでしばらく休憩をいたします。

○  
午後 2 時17分 休憩

午後 2 時31分 再開  
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、報告いたします。

議会運営委員会、委員長、丸崎幹男君、副委員長、金子光博君。

以上のとおりであります。

○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時32分 散会

## 平成18年第1回志布志市議会臨時会（第2号）

期 日：平成18年2月22日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（志布志市役所の位置を定める条例等の制定について）   |
| 日程第3  | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市一般会計暫定予算）  |
| 日程第4  | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民健康保険特別会計暫定予算）  |
| 日程第5  | 承認第4号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市老人保健特別会計暫定予算）  |
| 日程第6  | 承認第5号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市介護保険特別会計暫定予算）  |
| 日程第7  | 承認第6号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市下水道管理特別会計暫定予算）   |
| 日程第8  | 承認第7号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計暫定予算）   |
| 日程第9  | 承認第8号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民宿舎特別会計暫定予算）  |
| 日程第10 | 承認第9号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市と畜場事業特別会計暫定予算）   |
| 日程第11 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市水道事業会計暫定予算）  |
| 日程第12 | 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について）             |
| 日程第13 | 承認第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更について）             |
| 日程第14 | 承認第13号 | 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について） |
| 日程第15 | 承認第14号 | 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町                         |

- 村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 日程第16 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 日程第17 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 日程第18 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について)
- 日程第19 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第20 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更について)
- 日程第21 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第22 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 日程第23 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第24 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 日程第25 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について)
- 日程第26 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市指定金融機関の指定について)
- 日程第27 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（曾於地区視聴覚教育協議会への加入について)
- 日程第28 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて（大隅広域市町村圏協議会への加入について)
- 日程第29 承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（休日急患診療事業に係る事務の委託について)
- 日程第30 承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（都城救急医療センターを志布

志市民の利用に供させることについて)

日程第31 議案第1号 志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の  
制定について

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	教 育 長 一 木 弘 文
総 務 部 長 隈 元 勝 昭	企 画 部 長 持 富 秀 明
市 民 部 長 稻 付 道 憲	福 祉 部 長 蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生	建 設 部 長 井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
教 育 次 長 山 裾 幸 良	総 務 課 長 上 村 和 憲
財 務 課 長 溝 口 猛	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 門 岡 秀 明	議 事 係 長 新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美	

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名します。

お諮りします。日程第2、承認第1号から日程第31、議案第1号まで、以上の30件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第1号まで、以上の30件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

#### 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市役所の位置を定める条例等の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、志布志市役所の位置を定める条例等の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求められます。

専決処分した理由につきましては、志布志市の設置に伴い、即時に定める必要がある条例について、議会が成立していなかったため、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

専決処分した条例は、御提案いたしました186件で、内訳としましては、市制施行、公告式関係の総規として志布志市役所の位置を定める条例を含め6件、議会、選挙、監査関係として4件、行政通則関係として13件、人事関係として12件、給与関係として12件、財務関係として32件、民生関係として33件、産業関係として23件、建設関係として15件、消防、防災関係として5件、教育関係として27件、公営企業関係として4件であります。

施行日は、すべての条例が平成18年1月1日であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 100何本のいわゆる専決処分ということで、市役所の位置、そういったこ



と等を含めてですね、これを新たに決定をして、志布志市のすべてがここに納まっているわけですが、その中で議長にお諮りをお願いします。何点か質疑をします。1回目ですべての質疑をして、後の答弁を聞いて再質疑をするという、そういうことでよろしいですね。

じゃあまずお願いします。市役所の位置を定める条例と、これは本庁舎の位置を有明町野井倉1756番地に定めるということになっているわけですが、合併協議会等の流れの中で、最初3町、そして4町、そして1町が離れると、その中で本庁舎の位置を旧有明町野井倉1756番地に定めた主なる根拠ですね、そういったものがどういう論議の経過の中でなったのか1点。そして、合併協議会の流れの中で、先ほど私が言いましたように、3町、4町、そして1つ抜けて3町と、この中で見直しがどういうふうにされたのかをお願いします。

2点目に、名誉市民条例、ここに名誉市民条例を設けるというふうになってるわけですが、市長が名誉市民条例を制定をしたいということで提案をされてるわけですけど、名誉とはどういったものと考えられて名誉市民条例を設けられたのか。2点目に、この問題では旧3町の名誉町民がおられるわけですが、それぞれどなたがなられて、どういった経過で新しい市の名誉市民にされようとしているのかですね、お願いしたい。そして、この条例の第3条、市長が必要と認める特典または待遇、そういったものはどんなものが考えられているのかお聞きをします。

次に、志布志市部設置条例、これに6部を置くというふうになっているわけですが、部をどうしても置かなければならなかったのか、そこらについての必要性、そういったものをお聞きをします。

次に、都市計画税の特例に関する条例の中で、当分の間、課税をしないというふうにこれはなってるわけですが、当分の間とはどれぐらいなのか、基本的に課税をしないのであれば、こういった特例というところでの当分の間というのは必要ないのではないかという気もするわけですが、当分の間とはどれぐらいを指されているのかお願いをします。

次に、福祉事務所の設置条例、これも野井倉1756番地に置くということですが、旧3町のそれぞれ生活保護世帯や数、そして特別児童扶養手当、こういったものの申請の数がどれぐらいあるのか、そういったものを当然勘案されて福祉事務所を有明町野井倉1756番地に置くというふうにされてる、そういった経過を少しお願いしたい。

保育所の設置条例であります。旧松山町、旧有明町に公立の保育所を置くということですが、この保育所を置くにあたって、定数が390名措置をされるということですが、定数ですね、職員がどれだけ必要というふうに考えて、この公立保育所が設置されるのか、そこについての考えをお願いします。この保育所条例では、旧志布志町の保育士の資格を持っておられる職員の方もおられるわけですが、そこについては公立保育所を残しているという立場で、職員を旧志布志町の職員、そういったものをどういうふうと考えられて提案がされているのかをお願いをしたい。

次に、国民健康保険税条例、これはそれぞれ旧3町の賦課方式が、3方式、4方式あったわけですが、具体的にこれがどういうふうに変わって提案がされたのかですね、ちょっとお願いをします。これは16条関係ではそれぞれ志布志、松山、有明、均等割、平等割、それぞれ金額も違うわけですが、そこらについての提案のあり方についてお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

1番目の市役所の位置につきまして、この地に定まった理由につきまして、主なる根拠をといるお話ですが、このことにつきましては、合併協議会で十分論議はされておりました、そのことを見ていただければ有難いかなというふうに思っております。3町それぞれ旧3町の合併協議会の委員の方々が、それぞれ専門委員会を設置いたしまして、この地がふさわしいというようなことを協議されたわけでありますので、そちらを見ていただければ有難いなあというふうに思います。

そして、2番目に質疑されました名誉市民条例についてですが、これにつきましても合併協議会で十分論議されまして、このことを専決したということでございますので、そちらの方でもう一回見ていただければ有難いなあというふうに思います。

3番目の志布志市役所の部制を敷いて、6部にしなければならなかったのかというような御質疑ですが、これにつきましても合併協議会でそれぞれの代表の委員の方々が十分論議されておりますので、そちらの合併協議会の議事の内容を見ていただければというふうに思います。

都市計画条例の中で、当分の間というものにつきましては、ちょっと私もまだこれについては把握しておりませんので、担当の部長の方に答えさせたいと思います。

それから、福祉事務所の設置についてですが、生活保護の申請の件数とかにつきましても担当の部長の方に答えさせます。

それから、保育所の設置条例に関することですが、360名の定員につきまして、職員がどれくらい必要かという御質疑ですが、これにつきましては、現在配置されている職員で適当な数字ではなかろうかというふうに思います。それから、旧志布志町のそういった資格のある職員の取扱いについては、旧志布志町の方でそれなりの処遇がされたと、適当な処遇がされたというふうに考えております。

それから、国保関係について、3方式が4方式に変わったということにつきましては、このことにつきましても合併協議会の方で十分審議がされておりますので、そちらの方をご覧になっていただければ有難いというふうに思います。

以上です。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 福祉事務所の件について、補足してお答えをいたします。

当然、本所が有明ということですが、申請件数等につきましては、人口の一番集中しております旧志布志町が多いわけでございます。ただ、諸々の決定事項、申請時につきましてはそれぞれの支所を通じての申請、あるいはその後の進達という形をとっておりますが、最終的な決定につきましては、本所で一括して行くと。そして、支給についても本所の方で会計処理をするということで、有明の方に置くということにしたところでございます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 都市計画税の課税を当分の間しないということですが、これにつきましては、都市計画税というものが都市計画法の規定によりまして、指定された都市計画区域内に所在する土地・家屋に対して課税をいたすわけでありますが、その税率が100分の0.2ということで、その地域に限って、この税率を賦課するわけでございますけれども、これにつきましては、

都市計画の具体的な事業実施が見込まれる場合に、当然この課税というのが出てこようかというふうに思っております。

**○25番（小園義行君）** 市長の方から答弁が出たんですが、私の質疑に対して、一つも答弁をしてないというふうに、私は理解をします。ここは市長である本田修一氏が志布志市の市長があります。合併協議会の経過報告ではないわけです。あなたが今日、提案をされて、志布志市のこういつたいいわゆる条例ですよ、それに対して合併協議会を見てもらえばいいと、これでは答弁というふうに私は思えないわけですね。やっぱりあなた自身がここにちゃんと置きたいということで提案をされているわけですから、きちんとそういうあなた自身の考えをここできちっと述べないといけないというふうに私は思います。そういった点で再度お聞きをします、質疑ですからね。

本庁舎の位置を有明町に定める、そのことについて市長の答弁は、合併協議会で十分論議したから、それを見ていただきたいという答弁でありましたので、再度質疑をします。具体的に住民サービスの低下や経済性、いわゆる商店街等に与える影響、そういったものを旧3町、松山町、有明町、志布志町、そういった中でどういった論議がされて、十分に影響がないと、有明町においても十分にそういったサービスの低下や商店街等への影響がないというふうに何をもって判断をされて、あなたが有明町に本庁舎を置くというふうにされたのか、その点、再度お聞きをします。

名誉市民条例、これについても市長の答弁は合併協議会で論議をしていただいたので、そのとおり提案したと。質疑は自己の意見を述べられないものですから、大変難しいんですけど、私はあなたが市民条例を提案するにあたって、名誉とは何なのかというのをお聞きをしました。それについての質疑に対しての答弁はなされておられません。再度お聞きをしたいと思います。そして、誰がなっておられるのか、そのことについての答弁もありません。そして、名誉市民条例の第3条、名誉市民に対する特典ということですが、市長が必要と認める特典または待遇、これがうたっているわけですが、どんなものが考えられているのかと、これについての答弁もまったくありませんでした。

次の部を設置する、人口3万6,000人のこの市で、果たして部制が必要だったのかということについて、合併をするにあたって財源が大変厳しいと、そういった中で合併をするということでされたわけですが、新たに13名の管理職の職員の方が増えています。そして、そのことによる手当等870万円、これは旧志布志町の本会議場での答弁であります。今回、そういったものが部を置くことによって、果たして住民の立場からしたときに必要だったのかどうか、そういったものもしっかりと考えられての提案なのかどうか、再度答弁を求めます。

次に、福祉事務所の設置条例、これは答弁がありました。本所のあるところに置くということでしたが、私は生活保護や特別児童扶養手当、こういったものについて、大変申請も多い、そういったところに当然置くべきだろうというふうに考えるところです。農業委員会、教育委員会、それぞれ分散されております。福祉事務所についてもそういった要求の多いところに置くべきだというふうに論議がされたのかどうか、再度お聞きをします。

国保税の関係ですが、具体的にこれもまったく答弁がなされておられません。3町で3方式、4方

式、それぞれあったわけですが、これについて具体的に16条関係ではそれぞれの町で違う提案になっているわけですが。そういったものが合併1年目だけそういうことになるのか、2年目から具体的にまったく同じになっていくのか、そういったものが考えられているのであれば、当然新しく今日、いろんなものが決まる議会ですよ。合併協議会のものを見ていただきたい、これは住民の目線からしたときには、議会でどんなことが論議されて、そのことがきちんと公開されると、そういう立場で私は質疑をしております。市長の答弁は身内の答弁ですよ、これ。しっかりと合併協議会の中で論議したから、それでいいんだと、これじゃないでしょう。あなたが提案者ですよ。きちんと答弁して、私たちはそのことを受けて住民の皆さんに返していくという仕事です。是非、どういうふうにしてその国保税の関係、合併初年度、そして2年目からどうなっていくのかということ、どういうふうにして論議がされたのか、この提案になっている状況を踏まえて、再度お願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

新市の市庁舎がこの旧有明町の役場に設置されたということに伴いまして、住民の方々のサービスの低下がなかったのかと、あるいは商店街への影響がなかったのかと、そういったものを考えたのかというようなことを再度質疑されたわけですが、このことについても十分質疑がされたというふうに記憶しております。そして、この合併に伴います新市の市庁舎の建設については、位置については、特に念入りに質疑をしたということがあったわけですが、そのようなこととなるべく起きないように形であるために、そしてその合併の効果が発揮できるようにというふうな論点でこの新市の市役所の位置については、それぞれの旧庁舎を見たりしながら、そして住民の方々や関係者の御意見を拝聴しながら決定したような経過があるところでございます。

次に、名誉町民の名誉というものは何かということですが、当然、旧町におきまして、それぞれの町でそれぞれの地域の住民の方々の福利向上のために他の方に抜きん出て貢献された方が名誉町民として、その榮譽を受けているということではなかろうかというふうに思っております。それぞれの基準がそれぞれの町でございましたので、それぞれの条件に合致した形で榮譽を受けているというふうに理解しております。特典、待遇等については、ただいま、私の方で把握しておりませんので、担当の部長の方に答えさせたいというふうに思います。

それから、部制が敷かれているということについて、再度御質疑だったわけですが、この合併によりまして、それぞれの旧3町の職員がこの新しい市制の下に職務に執行するというようなことになりまして、当然、部制が必要かどうかということも論議されたわけですが、その中で部制というものを敷きながら、新しい市民サービスが必要だということも協議いたしましたので、このような形になっているということですが、さらに13名管理職が増えているという御指摘ですが、このことにつきましても、旧管理職の方々についても、そして旧係についても、そのような合併に伴って身分が変更しないという形がどうあるべきかということを検討しながら、そういったふうにして部制の適用等も勘案しながら、執行部の体制を決めたということですが、

それから、児童手当、生活保護等、そういった福祉事務所の利用者の多いところに設置すべきで

はないかというような御議論ですが、市の機能を強化すると、そして市全般にわたって、そのような機能が発揮されるべきだというようなことで、この本庁舎に福祉事務所を設置したというようなことになっております。

それから、国保税等につきまして、3方式から4方式ということで、このことにつきましては、税源の確保の安定性ということも考えまして、こういった方式に考えて、今後この方式でやっというふうにございます。

以上です。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 名誉市民のその名誉とはということで御質問でございますが、このことにつきましては、それぞれ旧町の考え方がございまして、今ここに御提案で御報告ということで申し上げておりますのが、第1条でございます産業・文化の進展、または社会公益上、偉大な貢献をなし、その功績が顕著であると、諸々な観点からの判断によって、その名誉市民ということをするものだというふうに理解するものであります。

また、第3条のその他市長が必要と認める特典は何かと、待遇は何かということでございますが、このことについても、前段で申し上げましたことを勘案しながら協議して、それを議会の方に御提案申し上げて御承認をいただくと、そういう考え方でございます。

なお、参考までに、旧志布志町においては、黒木氏、それからもう名前の方は略させていただきます、崎田氏、それから山中氏。そして旧松山町においては、加世田氏が名誉町民という形で称号を受けられております。内容等については旧町の方式がございまして、内容は若干の相違があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 国保税の賦課についてのお尋ねでございますが、現在、旧3町は賦課方式もそれぞれ違っております。新しく新年度になりますと、当然、一本化した形で事業実施を図らなければならないということでございますが、一本化になった場合、賦課方式が4方式ということで進めてまいりたいと。さらに、賦課期日等についても、仮賦課が4月1日、これは医療分と介護分を含めてでございますが、本算定日が7月1日と。そして、賦課限度額が53万円、これは医療分でございます。そして、介護分が限度額が8万円と。そして、納期につきましては、10期の納付時期で進めてまいりたいというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** 名誉市民条例の関係です。市長が必要と認める特典、こういったものに条例では何もうたっていないわけですが、今、答弁があったところですけども、市長が必要と認める特典、待遇、ここの中に年金の支給、そういったものは一切考えられてないというふうに理解をしていいのかわかるかですね、お願いをします。

そして、その国保税の関係、あと最後です。4方式でこれは新年度から、これは16条関係ですよ、きちっとそういうふうに旧3町一緒になってされていくのかですね、新年度は今のままでいかれていくのかですよ、この16条ですね。そういったものについてのきちんとした考え方について、もう一回お願いをします。

○市民部長（稲付道憲君） 新しい18年度になりますと、当然一本化しなきゃならんわけでございますので、賦課方式についても4方式で実施をしてまいりたいということでございます。

○市長（本田修一君） 名誉町民の特典ということで、市長が認めるものの中で、年金等の支給は考えておりません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 大変難しい討論であります。100何本について、一括ということでもあります。その中で採決も一括でやられると思いますけれども、考えを述べさせていただきたいと思えます。

承認第1号、志布志市役所の位置を定める条例等の制定についてということで、有明町野井倉1756番地に定めるというふうに、今回、条例の制定ということであります。このことについては、私はすべての3町、旧松山町、旧有明町、旧志布志町、それぞれの町にそれぞれの住民の皆さん方が本庁舎を持ってきてほしいと、こういう思いは等分にあつたろうというふうに思います。そうした中で、まちづくりを考えていく視点から考えたときに、本庁舎をどこに置くかで一番影響が少ないところに、私は本庁舎を置くべきだと、そういう考えを持っていました。そうした立場で、現在、合併後1カ月ちょっと経っております。各支所の総合窓口、総合支所方式をとっていますので、住民サービスの関係、そして商店街の影響、そういったものを私はこの1カ月間の中で、松山支所にも何回か足を運びました。そして、向こうの食堂でも御飯も食べました。有明本庁、ここにももう数回となく足を運び、窓口を午前中、そしてお昼休み、午後から、拝見をさせていただきました。そして、志布志支所、ここについても午前中、お昼休み、午後と、そして職員の皆さん方の声、また食堂をやっておられる、経営をされている方々、いろんな方のお聞きをしました。そういった十分な調査、与える影響、こういったものを考えて私は一番影響の少ないところに本庁舎は置くべきであつたろうというふうに考えます。合併協議会の中での議論がされたということでありますが、合併をうまくやるためには、当然そういった調査をし、そして十分な議論がされる、それは当然されたというふうに市長は答弁がありました。私は市長がおっしゃるとおり、やられたらろうと思います。でも、私は影響を考えたときに、どこに置くのが一番影響が少ないのかということを考えてやらなければならないかという気がします。新しい志布志市を見たときに、農村地帯、そして街部を形成しているのは、旧志布志町の商店街、ここは隣の曾於市、ここと比べても、私は本当に商店街、街部を形成をしている、とても影響が大きくなる、ここから本庁舎が無くなるということは、とても影響が大きい、そういうような気がしてなりません。そういった意味からして、市役所の位置を今回、有明町野井倉1756番地に定めるということですが、将来に向かっていろんな考え方をもって調査をし、本当に新しい志布志市が全体として沈まないような形でもの、みんなで議論をしていかなきゃいけないというふうに私は考えるところであります。

す。そういった立場からしたときに、本庁舎はもっとも住民サービスの低下や、商店街、そういったところに影響を与えないところに置くべきだと、そういう立場で私はこのことについては討論をしたいと思います。

次に、志布志市部設置条例、これについては、合併によって職員の身分を損ねてはいけなく、不利益を与えてはいけなく、これは当然理解をしております。もちろん賃金を下げる、課長であったものをさらに降格をさせる、こういったことはあってはならんでしょう。でも、今回、そういった人以外に、新しく管理職の方が13名増えている。これは紛れもない事実であります。先ほどの中でも話しましたように、総合支所、松山、そして志布志、もちろんこの本庁舎もそうでしょう。末端のところは大変忙しい状況です。足を運んでみたら、よくわかると思います。私は、今回、合併するにあたって、住民サービスの低下を招かない、こういったことから考えたときに、管理職の方がたくさんおられる、そういったものではなくて、しっかりと住民のサービスを提供できる、そこに私は人を厚く配置をすべきだというふうに考えます。そういった点からしたときに、志布志の支所からは80名もの職員の方が本庁舎に異動になっております。このことをもって、大変私は住民サービスの低下を来している。松山も同じだと思います。そういった意味から、こういう部制を設けるのではなくて、もっと下に厚くするような形でのやり方が考えられて当然だったというふうに私は考えるところです。そういった立場からしたときに、この部長制を敷く、こういったことは市民の立場から考えたときに、本当に必要なことだったのかと、必要なことなのかと、これが今後問われてくるのではないかというふうに私は思います。志布志支所を例にとりますと、当然、お昼時間も窓口の方々は十分にとれない、そういった状況が発生しております。早急にこうしたところには人の配置をする、手当てをする、そういったものを真剣に考えて、住民サービスの低下を招かない、こういった措置をとるべきであるというふうに考えます。そういった立場からしたときに、この部長制を敷く、こういったことについては、私は住民サービスの低下を引き起こしている現状を考えたときに、とても認めるわけにはいかないという立場です。今回、合併にあたって、3町が一緒になって、新しいまちづくりをしていく、そういったことを考えたときに、見直すべきは見直しをして、きちんと住民の福祉向上、そういった立場にたって、いろんな問題を今後、新しく始めました志布志市の中で、私は、議会の皆さんもそうです。当局の方々もそうです。真摯に意見交換をしながら、私はやっていかなきゃいけないというふうに思いまして、今、私の考えを述べさせていただきました。

その他100何本ありますが、大方のことはもう認めているという立場です。今回、たまたま一括ということがございますので、こういった討論になってしまいましたが、私自身はこれから先も住民サービスをしっかりと守る、そういった立場から今回のこのことについて意見を申し述べさせていただきます、討論としたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** 念のため、お聞きしますが、今の討論は反対ということによろしゅうございますか。

**○25番（小園義行君）** 大変失礼しました。一括、大変難しい討論ですけども、反対であります。

○議長（谷口松生君） 次に賛成者の討論を求めます。

○31番（野村公一君） せっかく反対討論がありますので、賛成の討論がないというのも非常に悲しいことでもあります。したがって、賛成という意味で討論をさせていただきます。

今回、この専決処分の御提案をたくさんいただきました。個別に見ますと、もっと検討を要してよかったんじゃないだろうかということも確かにございます。しかしながら、反対討論を聞いておきますと、合併協の中で数多くの方が一緒に汗を流して、それぞれ3町が譲るべきものを譲り、あるいは主張すべきことを主張して、合併の今日にこぎつけてまいりました。その苦勞を苦勞と思わないような発言に大変憤りを感じております。私たちは、言わなきゃならないなと思うことも言わずに、この合併を達成してきました。そういう経緯からしまして、その人たちの名誉のためにも賛成の討論をさせていただきたいと、このように考えております。とどまることの許されない行政でありますので、行政の執行者として良き判断で専決をされたというふうにも考えております。また、事案別には、今後重ねて検討をしていく必要もある事案もあります。それらについて今後しっかりと議会等で質して、改正すべきものは改正していくと、それが手順であろうというふうに考えます。したがって、この専決に対して賛成をいたしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りします。採決は起立によって行います。

承認第1号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、承認第1号は承認されました。

—————○—————

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市一般会計  
暫定予算）

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民健康  
保険特別会計暫定予算）

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市老人保健  
特別会計暫定予算）

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市介護保険  
特別会計暫定予算）

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市下水道管  
理特別会計暫定予算）

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市公共下水  
道事業特別会計暫定予算）



**日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市国民宿舎特別会計暫定予算）**

**日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市と畜場事業特別会計暫定予算）**

**日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度志布志市水道事業会計暫定予算）**

○議長（谷口松生君） 日程第3、承認第2号から日程第11、承認第10号までの9件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも暫定予算に関わる専決処分の承認を求めるものであります。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号から承認第10号は、暫定予算の専決処分につき、承認を求めることについてであります。

本案は、志布志市の設置に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、9件の平成17年度暫定予算を市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

暫定予算の編成につきましては、旧3町の平成17年度予算現額の執行残額及び選挙経費など、新市に必要な経費をもって予算額とし、1月から3月までの所用の経費を予算措置しております。

承認第2号、志布志市一般会計暫定予算、市長及び市議会議員選挙費、生活保護費、災害復旧費など、71億4,600万円。

承認第3号、志布志市国民健康保険特別会計暫定予算、保険給付費など、15億8,616万7,000円。

承認第4号、志布志市老人保健特別会計暫定予算、医療給付費など、16億5,183万3,000円。

承認第5号、志布志市介護保険特別会計暫定予算、保険給付費など、8億7,665万7,000円。

承認第6号、志布志市下水道管理特別会計暫定予算、下水道事業の管理費など、1億7,525万3,000円。

承認第7号、志布志市公共下水道事業特別会計暫定予算、222万7,000円。

承認第8号、志布志市国民宿舎特別会計暫定予算、国民宿舎の委託料など、1億3,456万円。

承認第9号、志布志市と畜場事業特別会計暫定予算、と畜場の管理費など、7,766万9,000円としております。

承認第10号、志布志市水道事業会計暫定予算は、収益的収入を1億6,696万4,000円、収益的支出を1億9,648万8,000円、資本的収入を3,770万2,000円、資本的支出を1億1,462万円としております。

以上、承認第2号から承認第10号まで説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいまして、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから9件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認されました。

これから承認第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認されました。

これから承認第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認されました。

これから承認第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認されました。

これから承認第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認されました。  
これから承認第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認されました。

これから承認第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認されました。

これから承認第9号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認されました。

これから承認第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第10号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認されました。

—————○—————

日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更について）

日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更

について)

- 日程第14 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について)
- 日程第15 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について)
- 日程第16 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更について)
- 日程第17 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更について)
- 日程第18 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更について)
- 日程第19 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第20 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更について)
- 日程第21 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村交通災害共済組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第22 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同規約の変更について)
- 日程第23 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について)
- 日程第24 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県市町村職員退職手当組合同規約の変更について)

○議長(谷口松生君) 日程第12、承認第11号から日程第24、承認第23号までの13件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも志布志市が加入している一部組合同規約変更に関わる専決処分の承認を求めるものであります。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第11号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体から、出水郡野田町及び同郡高尾野町を脱退させ、出水市を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第12号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体から、大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させ、奄美市を加入させること、並びに出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、新たに置かれる同郡長島町を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

承認第13号は、市町村合併により、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体から、出水郡野田町及び同郡高尾野町を脱退させ、出水市を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第14号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体から大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させ、奄美市を加入させること、並びに出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、新たに置かれる同郡長島町を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第15号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体から、出水郡野田町及び同郡高尾野町を脱退させ、出水市を加入させること、並びに野田・荘地区簡易水道組合を脱退させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第16号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体から、大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させ、奄美市を加入させること、並びに出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、新たに置かれることになる長島町を加入させること、そして東・長島地区火葬場組合を脱退させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第17号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体から、出水郡野田町及び同郡高尾野町を脱退させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第18号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村交通災害共済組合から、出水郡野田町及び同郡高尾野町が脱退することに伴う財産処分について専決処分したものであります。

次に、承認第19号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体から、大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させること、並びに出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、新たに置かれることとなる同郡長島町を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第20号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村交通災害共済組合から、大島郡住用村及び同郡笠利町が脱退することに伴う財産処分について専決処分したものであります。

次に、承認第21号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から、出水郡野田町及び野田・荘地区簡易水道組合を脱退させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

次に、承認第22号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村職員退職手当組合から、出水郡野田町及び野田・荘地区簡易水道組合が脱退することに伴う財産処分について専決処分したものであります。

次に、承認第23号は、市町村合併に伴い、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から、大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させ、奄美市を加入させること、並びに出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、新たに置かれる同郡長島町を加入させること、並びに奄美群島広域事務組合及び奄美大島地区介護保険一部事務組合を加入させることに伴う規約の変更について専決処分したものであります。

以上、承認第11号から承認第23号までを説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますよう、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから13件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから承認第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第11号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認されました。

これから承認第12号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第12号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は承認されました。

これから承認第13号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第13号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は承認されました。  
これから承認第14号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第14号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第14号は承認されました。  
これから承認第15号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第15号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第15号は承認されました。  
これから承認第16号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第16号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第16号は承認されました。  
これから承認第17号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第17号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第17号は承認されました。  
これから承認第18号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第18号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第18号は承認されました。  
これから承認第19号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第19号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第19号は承認されました。  
これから承認第20号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第20号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第20号は承認されました。  
これから承認第21号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第21号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第21号は承認されました。  
これから承認第22号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第22号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第22号は承認されました。  
これから承認第23号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第23号は承認することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第23号は承認されました。

○

**日程第25 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について）**

○議長（谷口松生君） 日程第25、承認第24号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第24号は、志布志市の設置に伴い、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託するため、早急に規約の締結を行う必要が生じたため、志布志市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいますて、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第24号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第24号は承認されました。

○

**日程第26 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市指定金融機関の指定について）**

○議長（谷口松生君） 日程第26、承認第25号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第25号は、志布志市の設置に伴い、一つの金融機関を指定して、公金の収納及び支払いの事務を取り扱うことになり、早急に金融機関の決定を行う必要が生じ、志布志市の金融機関の指定をそお鹿児島農業協同組合にすることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいます、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第25号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第25号は承認されました。

○

#### 日程第27 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（曾於地区視聴覚教育協議会への加入について）

○議長（谷口松生君） 日程第27、承認第26号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第26号は、志布志市の設置に伴い、平成18年1月1日から志布志市として曾於地区視聴覚教育協議会に加入するため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいます、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第26号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第26号は承認されました。

○

#### 日程第28 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて（大隅広域市町村圏協議会への加入について）

○議長（谷口松生君） 日程第28、承認第27号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第27号は、志布志市の設置に伴い、平成18年1月1日から志布志市として大隅広域市町村圏協議会に加入するため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 専決でございますので、特に問題はないんですが、確認だけ1点お願いを申し上げたいと。

今回、医療業務の提携ということで結ばれておられます。こういう専決の場合に予算化が必要だろうと思っておりますが、暫定予算の中にいくらこの負担金が含まれているのか。

○議長（谷口松生君） 野村公一君、質問の箇所が少し違うと思いますが。

○31番（野村公一君） これは関連でしょう、28、29は。

○議長（谷口松生君） いや、今は27です。

○31番（野村公一君） 申し訳ありません。一つ早くなりました。

○議長（谷口松生君） よろしゅうございますね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第27号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第27号は承認されました。

○

日程第29 承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（休日急患診療事業に係る事務の委託について）

日程第30 承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（都城救急医療センターを志布志市民の利用に供させることについて）

○議長（谷口松生君） 日程第29、承認第28号から日程第30、承認第29号までの2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも救急医療業務の関係で専決処分の承認を求めるものであります。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第28号は、志布志市の設置に伴い、休日急患診療事業に係る事務を都城市に委託するため、志布志市と都城市との休日急患診療事業事務委託に関する規約の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

次に、承認第29号は、志布志市の設置に伴い、都城救急医療センターを志布志市民の利用に供させるため、早急に手続きを行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいますように、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから2件についての質疑を行います。

**○31番（野村公一君）** すみませんでした。

今回、都城との協定を結ばれて専決をされました。地域の皆さんには、大変良いことだろうというふうに解釈をしますが、これらの負担金が今回の暫定予算の中でいくら含まれているのか、一つ教えていただきたいと。

**○福祉部長（葦園修文君）** お答え申し上げます。

旧松山町が合併前は加入していたものでございます。したがって、17年度分につきましては、旧松山町で支払済みということでございます。参考までに金額を申し上げますと、休日急患分が4万4,000円、それから救急医療分が81万円で、12月に支払済みでございます。なお、旧志布志町、旧有明町につきましても、従来からこの利用があったわけでございます。したがって、負担金につきましては、新市としての負担金につきましては、18年度予算で措置をするということにしているところでございます。

**○31番（野村公一君）** そうすると、3月末までの負担金は要らないということで理解していいのかな。

**○福祉部長（葦園修文君）** そのとおりでございます。

**○31番（野村公一君）** そういうことになりますと、これから3月まで、仮に救急車で都城にお世話になるという場合に、その方たちのその負担金というのは、もう今までに支払われたお金で足りるという理解でよろしいですか。

**○福祉部長（葦園修文君）** そのとおりでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから承認第28号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第28号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第28号は承認されました。

これから承認第29号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第29号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第29号は承認されました。



### 日程第31 議案第1号 志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第31、議案第1号、志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市長職務執行者の退職に伴い、志布志市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



**○議長（谷口松生君）** 以上をもって本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
御苦勞様でございました。

午前11時21分 散会

## 平成18年第1回志布志市議会臨時会（第3号）

期 日：平成18年2月23日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第2  |        | 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙               |
| 日程第3  |        | 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙         |
| 日程第4  |        | 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙               |
| 日程第5  |        | 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙               |
| 日程第6  |        | 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙               |
| 日程第7  |        | 選挙管理委員及び補充員の選挙                  |
| 日程第8  | 諮問第1号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて        |
| 日程第9  | 諮問第2号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて        |
| 日程第10 | 同意第1号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第2号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意第3号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第4号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて       |
| 日程第14 | 同意第5号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて       |
| 日程第15 | 同意第6号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて       |
| 日程第16 | 同意第7号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて       |
| 日程第17 | 同意第8号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて       |
| 日程第18 | 同意第9号  | 監査委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第19 | 同意第10号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第20 |        | 閉会中の継続調査の申し出について                |

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	教 育 長 一 木 弘 文
総 務 部 長 隈 元 勝 昭	企 画 部 長 持 富 秀 明
市 民 部 長 稻 付 道 憲	福 祉 部 長 蔵 園 修 文
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生	建 設 部 長 井 手 南 海 男
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
教 育 次 長 山 裾 幸 良	総 務 課 長 上 村 和 憲
財 務 課 長 溝 口 猛	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 門 岡 秀 明	議 事 係 長 新 村 千 秋
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美	



午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名します。

○

### 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第2、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於南部厚生事務組合議会議員に、小園義行君、西江園明君、立平利男君及び上野直広君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました小園義行君、西江園明君、立平利男君及び上野直広君を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小園義行君、西江園明君、立平利男君及び上野直広君が曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました小園義行君、西江園明君、立平利男君及び上野直広君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

○25番（小園義行君） ただいま、曾於南部厚生事務組合議会議員に当選、指名をしていただきま

した。与えられた任務を精一杯勤めて、一生懸命やりたいと思います。よろしく申し上げます。

**○2番（西江園 明君）** 今回の、私、新人でございますので、今ありましたように、曾於南部厚生事務組合の議員として当選させていただきまして、またこれから勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○11番（立平利男君）** 御指名いただきまして、ありがとうございます。曾於南部厚生事務組合議会議員として一生懸命取り組みをさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**○21番（上野直広君）** 喜んでお受けいたします。誠意を尽くしますので、よろしく申し上げます。



### **日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙**

**○議長（谷口松生君）** 日程第3、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、林勇作君、宮城義治君及び坂元修一郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました林勇作君、宮城義治君及び坂元修一郎君を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました林勇作君、宮城義治君及び坂元修一郎君が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました林勇作君、宮城義治君及び坂元修一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めたいと思います。

**○17番（林 勇作君）** おはようございます。17番の林勇作です。一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

**○22番（宮城義治君）** 御推選、どうもありがとうございます。管理組合の議員として精一杯取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○6番（坂元修一郎君）** 6番、坂元修一郎でございます。御推選、ありがとうございます。精一杯、仕事をさせていただきます。ありがとうございます。

—————○—————

#### **日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙**

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、重永重久君と鬼塚弘文君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました重永重久君と鬼塚弘文君を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました重永重久君と鬼塚弘文君が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました重永重久君と鬼塚弘文君が議場におられます。

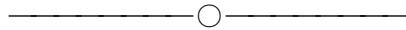
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めたいと思います。

**○28番（重永重久君）** ありがとうございます。市民の生命・財産を守る、曾於市、志布志市、鹿屋市輝北、この方たちの安全を守るために、消防組合において、市民が安全に暮らせるような体制

を大いに議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 鬼塚でございます。以前は曾於8カ町で形成されておりました消防組合でございますけれども、今回の合併によりまして枠組みが変わってきました。たいへん責任が重いと思っております。33名の皆様方の御意見も拝聴しながら、一つ頑張りたいというふうに思っております。ありがとうございます。



#### **日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙**

**○議長（谷口松生君）** 日程第5、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、下平晴行君と丸山一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました下平晴行君と丸山一君を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下平晴行君と丸山一君が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました下平晴行君と丸山一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

**○1番（下平晴行君）** 1番の下平でございます。介護保険組合議会議員として一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

**○3番（丸山 一君）** 3番、丸山一でございます。任務を全うすべく一生懸命努力をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

○

## 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第6、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、金子光博君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました金子光博君を曾於北部衛生処理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました金子光博君が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました金子光博君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○16番（金子光博君） 16番、金子光博です。精一杯取り組んでまいりたいと思しますので、一つよろしくお願ひいたします。

---

○

## 日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第7、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員に、中之内操君、山中俊雄君、本村義夫君、山之内恵子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中之内操君、山中俊雄君、本村義夫君、山之内恵子さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名します。

補充員は、順位を付けて指名いたします。

第1位、立山芳太郎君、第2位、尾上徹夫君、第3位、木村陽子さん、第4位、西菌則子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1位、立山芳太郎君、第2位、尾上徹夫君、第3位、木村陽子さん、第4位、西菌則子さん、以上の方が補充員に当選されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りいたします。

日程第8、諮問第1号から日程第19、同意第10号まで、以上12件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から同意第10号まで、以上12件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

**日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（谷口松生君）** 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって任期が満了する春田良子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は適任ということに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決定をいたしました。

○

**日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（谷口松生君）** 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって任期が満了する小迫節子氏の後任として、山裾律子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は適任ということに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決定をいたしました。

—————○—————

#### 日程第10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第10、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に鍋山博美氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

#### 日程第11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて



**○議長（谷口松生君）** 日程第11、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に原口和任氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

#### **日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

**○議長（谷口松生君）** 日程第12、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に岩満文男氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○市長（本田修一君） お答えいたします。

暫定の教育委員につきましては、新市の暫定の教育委員を5人とするということでありまして、旧志布志町から2名、旧有明町から2名、そして旧松山町から1名という形で暫定の教育委員を選任していただいたところでした。そして、その方々につきましては、それぞれこの暫定期間だけ委員として在任していただくということになっております。

○19番（岩根賢二君） それは3町長の間で決められたんですか。議会には何もなかったんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それは、3町長会で決定したというふうに記憶しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） この坪田勝秀さんについては、先ほどの答弁だと、居住をしていただきますということでありました。やはりですね、本籍は〇〇〇ですけれども、こちらに転入をしていただくという、そういう立場がきちっと確認されてるのかということと、志布志市の教育長の宿舎、そういうものが現にあるのかですね、そこらについてちょっとお聞かせをいただきたい。

○市長（本田修一君） 先ほど全員協議会でお話しましたように、県の学校給食会の方に在籍しておりましたので、その関係で〇〇にお住まいでした。そのことで、現在、退職されていまして、この志布志市にお住まいになれるということでありまして。そして、教育長の宿舎がございますので、そちらの方に住んでいただきというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 本来ですと、たいへんここに教育長がおられるわけで、その前でこういうのを審議するので、いろいろあれですけど、本来、即、教育長のそういった教育委員会を開かれて、人事等がきちんとなるんでしょうが、空白をおくというわけにはいかないわけですね。そういった意味で、きちんとその志布志町に転入をしていただくということは、きちんとそれは大丈夫ですね。それと、その宿舎は旧志布志町の教育長宿舎ということなんですか。ちょっとそこを再度お願いします。

○市長（本田修一君） 本日、教育委員として、この議会で同意をいただけましたら、教育委員会を開催いたしまして、教育長ということで、今後、順次進んでいくというふうに思います。その手続きが済んだ後、教育長の宿舎に住んでいただくというふうに考えております。志布志です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） まず、任期については、いつからなのかを確認をいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

暫定の教育委員の任期が本日までとなっておりますので、本日、同意をいただきましたら、翌日からだというふうに思います。

○26番（上村 環君） 現在、教職員の人事異動のもっとも大事な時期であろうかと思いますが、その点についての不安はないのか、その点についてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本日、御相談いたしております坪田先生につきましては、経歴書等にもありますように、県の教育行政でもトップにおられた方でして、そのことにつきまして信頼揺るぎない立場におられる方だというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） ちょっと確認いたしますが、ただいま、市長はですね、その志布志にある教育長の宿舎を充てるというような、ちょっとまだ、もう教育長は決まっているんですかね。

○市長（本田修一君） ただいま、御指摘のとおりでございます。教育委員を本日同意していただきました後、教育委員会が開催されまして、その中で教育長が互選されるということになります。

○12番（本田孝志君） ではですね、先ほどの文言を取り消していただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 取り消しなのかどうかわかりませんが、教育長に選任されましたら、そのような形をしていただきたいというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） 私の言うことがちょっと意味が、間違っていますかね。私は、また教育長を決めてから、その教育長の宿舎を充てるとか、そういうことになるのが建前じゃないですかということを行っているんですが。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりだというふうに存じます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

#### 日程第14 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第14、同意第5号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、教育委員会委員に松原治美氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、同氏の任期は4年とします。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定をいたしました。



#### 日程第15 同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第15、同意第6号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第6号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、教育委員会委員に長重逸郎氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、同氏の任期は3年とします。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 私なんか志布志にいたものですから、よくわからないんですが、この本籍地は〇〇〇〇〇ということですけど、現在お住まいはどこにお住まいなんですかね。

○市長（本田修一君） 志布志市有明町〇〇〇の〇〇の方にお住まいでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 経歴を見させていただきますと、平成15年10月に教育委員会教育長ということで記載がしてありますが、このときに同意を求めた議会では、投票でそれが決定されたと聞いて

ておりますが、そのことについてどのような状況であったのかですね、確認をしたいと思いますが。できれば、会議録があれば、コピーを示していただきたいと思いますが。

○議長（谷口松生君） 暫時休憩します。

—————○—————  
午前10時40分 休憩

午前10時52分 再開  
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 私はこの資料を読んで質疑をしようと思ってたのに、ちょっと進行が早いんじゃないですか。ちょっとじゃあ質疑します。

〔「休憩をとって下さいよ」と呼ぶ者あり〕

○19番（岩根賢二君） じゃあ休憩をとってください。

○議長（谷口松生君） 暫時休憩します。

—————○—————  
午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開  
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○19番（岩根賢二君） 投票で決められたということは確認をできました。それで、この今、長重氏が〇〇〇の〇〇番地ということでございますが、同意の第8号にも出てきておりますが、有明から教育委員をとということで、住所が非常に接近していると思うんですが、そういう地域性のことは考慮はされなかったのか確認をしたいと思います。

○市長（本田修一君） 地域性につきましては、旧町単位ということで考慮して、このような形になったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は同意することに決定をいたしました。

○

**日程第16 同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて**

○議長（谷口松生君） 日程第16、同意第7号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第7号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、教育委員会委員に佐藤寛氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、同氏の任期は2年とします。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） この平成13年の12月に志布志町の教育委員会教育委員になられたわけですが、そのときですね、議事録を示していただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 暫時休憩します。

○

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第7号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は同意することに決定をいたしました。

○

### 日程第17 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第17、同意第8号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第8号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、教育委員会委員に徳富徳男氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、同氏の任期は1年とします。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第8号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

### 日程第18 同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第18、同意第9号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第9号、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、識見を有する者のうちから選任する監査委員に重留慧氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第9号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は同意することに決定をいたしました。

—————○—————

#### 日程第19 同意第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

（木藤茂弘君 退場）

○議長（谷口松生君） 日程第19、同意第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、議会議員のうちから選任する監査委員に木藤茂弘氏を選任したので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第10号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

（木藤茂弘君 入場）

—————○—————

#### 日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口松生君） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出があります。  
お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上をもって臨時会の日程を全部終了しました。

これで平成18年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でございました。

午前11時12分 閉会